



# 金 沢 市 公 報

号外第3号

令和6年(2024年)3月27日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ		ページ
● 条 例		○金沢市宿泊税条例の一部を改正する条例	( " ) 11
○金沢市社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (子育て支援課)	1	○金沢市手数料条例の一部を改正する条例 (財 政 課)	12
○金沢市事務分掌条例の一部を改正する条例 (総 務 課)	7	○金沢市教育プラザ条例の一部を改正する条例 (学校教育センター)	13
○金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 (デジタル行政戦略課)	8	○金沢市公民館設置条例及び金沢市児童館条例の一部を改正する条例 (生涯学習課)	13
○金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例 ( " )	8	○金沢市社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (生活支援課)	14
○金沢市職員定数条例の一部を改正する条例 (人 事 課)	9	○金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 (こども相談センター)	14
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 ( " )	9	○金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正 (保育幼稚園課)	17
○金沢市特別会計条例の一部を改正する条例 (財 政 課)	10	○金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例 (障害福祉課)	17
○金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 (税 務 課)	10		

## 条 例

金沢市社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和6年3月27日

金沢市長 村 山 卓

### ◎金沢市条例第5号

金沢市社会福祉法に基づく女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第65条第1項の規定による女性自立支援施設(困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和4年法律第52号)第12条第1項に規定する女性自立支援施設をいう。以下同じ。)の設備及び運営に関する基準に関しては、この条例の定めるところによる。

(基本方針)

第2条 女性自立支援施設は、入所者に対し、健全な環境のもとで、女性の人権に関する高い識見と専門性を有する職員により、社会において入所者の置かれた状況に応じた自立した生活を送るための支援を含め、適切な支援を行うよう努めなければならない。

(基準と女性自立支援施設)

第3条 女性自立支援施設は、この条例で定める基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させるよう努めなければならない。

(女性自立支援施設の一般原則)

第4条 女性自立支援施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者の保健衛生に関する事項、入所者に対する危害の防止及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(非常災害対策)

第5条 女性自立支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の特性及び当該女性自立支援施設の周辺地域の環境等を踏まえ、火災、地震、津波、風水害等の非常災害ごとに、当該非常災害時における入所者の安全の確保のための体制、避難の方法等を定めた計画（以下「施設防災計画」という。）を策定し、定期的に職員に周知しなければならない。

3 女性自立支援施設は、施設防災計画に基づき、非常災害時の関係機関への通報及び関係機関との連携の体制並びに入所者を円滑に避難誘導するための体制を整備し、定期的に、これらの体制について職員及び入所者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

4 女性自立支援施設は、前項に規定する訓練の結果に基づき、施設防災計画の検証を行い、必要に応じて施設防災計画の見直しを行うものとする。

(安全計画の策定等)

第6条 女性自立支援施設は、入所者の安全の確保を図るため、当該女性自立支援施設の設備の安全点検、職員等に対する施設外での活動、取組等を含めた女性自立支援施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員等の研修及び訓練その他女性自立支援施設における安全に関する事項についての計画（以下この条及び第17条第4項において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(苦情への対応等)

第7条 女性自立支援施設は、その行った支援に関する入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、その行った支援に関し、市長から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 女性自立支援施設は、法第83条に規定する運営適正化委員会が行う法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(帳簿の整備)

第8条 女性自立支援施設は、設備、職員及び会計に関する帳簿を整備しなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者からの苦情及び相談、入所者に対する計画その他入所者の支援の状況に関する帳簿を整備し、当該帳簿をその完結の日から5年間保存しなければならない。

(職員配置の基準)

第9条 女性自立支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第3号の職員を置かないことができる。

(1) 施設長 1

(2) 入所者の自立支援（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第12条第1項に規定する自立支援をいう。以下同じ。）を行う職員 2以上

(3) 栄養士又は調理員 1以上

(4) 看護師又は心理療法担当職員 1以上

(5) 事務員 1以上

(6) 施設のその他の業務を行うために必要な職員 当該女性自立支援施設の実情に応じた適當数

2 女性自立支援施設の職員は、専ら当該女性自立支援施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合には、この限りでない。

(施設長の資格要件)

第10条 施設長は、施設を運営するに当たって女性の人権に関する高い識見と専門性を有する者であって、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 社会福祉主事の資格を有する者又は社会福祉事業若しくは困難な問題を抱える女性への支援に関する活動に3年以上従事した者であること。

(2) 罰金以上の刑に処せられたことのない者であること。

(3) 心身ともに健全な者であること。

(研修の機会の確保)

第11条 女性自立支援施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

第12条 女性自立支援施設の建物（入所者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規

定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。)としなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての女性自立支援施設の建物であって、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めたときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

3 女性自立支援施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

(1) 事務室

(2) 相談室

(3) 宿直室

(4) 居室

(5) 集会室兼談話室

(6) 静養室

(7) 医務室

(8) 作業室

(9) 食堂

(10) 調理室

(11) 洗面所

(12) 浴室

(13) 便所

(14) 洗濯室

(15) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

4 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 居室

ア 入所者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、おおむね9.9平方メートル以上とすること。

イ 主要な出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ウ 寝具を収納するための押入れその他の設備のほか、各人ごとに身の回り品を収納することができる収納設備を設けること。ただし、寝台を設けてある場合においては、寝具を収納するための設備は、設けることを要しないこと。

(2) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(3) 医務室 入所者を診療するために必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。

(4) 食堂及び調理室 食器、調理器具等の消毒その他食堂及び調理室を常に清潔を保持するために必要な措置を講じること。

(5) その他の設備

ア 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

イ 火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

(秘密保持等)

第13条 女性自立支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 女性自立支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(居室の入所定員)

第14条 一の居室の定員は、原則1人とする。

2 女性自立支援施設の入所の対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合等、入所者の自立支援を行うために必要と認められる場合は、前項の規定にかかわらず、一の居室の定員を2人以上とすることができる。

(自立支援等)

第15条 女性自立支援施設は、入所者の意向及び私生活を十分に尊重して、入所者の心身の健康回復及び生活（就労及び就学を含む。）に関する支援等を行わなければならない。

2 女性自立支援施設は、入所者の個の尊厳を保ち、心身の状況、本人の意思、希望及び自立に向けた意向を十分に踏まえた上で、施設における基本的な共同生活の考え方を示さなければならない。

3 女性自立支援施設は、入所者の自立支援を行うため、入所者の意向を踏まえ、各入所者ごとに個別支援計画を作成しなければならない。

(食事の提供)

第16条 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第17条 女性自立支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 女性自立支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 女性自立支援施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

4 業務継続計画は、施設防災計画及び安全計画と一体のものとして策定することができる。

(保健衛生)

第18条 女性自立支援施設は、入所者については、毎年2回以上定期的に健康診断を行わな

ければならない。

- 2 女性自立支援施設は、居室その他入所者が常時使用する設備について、常に清潔にしなければならない。
- 3 女性自立支援施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品、衛生材料及び医療機械器具の管理を適正に行わなければならない。
- 4 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施しなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第19条 女性自立支援施設は、当該女性自立支援施設の設置者が入所者に係る女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準（令和5年厚生労働省令第36号）第18条の規定により厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該入所者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「入所者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 入所者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 入所者に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。
- (4) 当該入所者が退所した場合には、速やかに、入所者に係る金銭を当該入所者に取得させること。

(関係機関との連携)

第20条 女性自立支援施設は、女性相談支援センター、女性相談支援員、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体のほか、福祉事務所（社会福祉法に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第2条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）、母子・父子福祉団体その他の関係機関及び母子・父子自立支援員、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。

(電磁的記録)

第21条 女性自立支援施設は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。

以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(金沢市社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の廃止)

第2条 金沢市社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第44号)は、廃止する。

(施設長の任用に関する経過措置)

第3条 この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の金沢市社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第9条の規定により施設長に任用されている者は、第10条の規定により任用された者とみなす。

(居室の面積及び入所人員に関する経過措置)

第4条 この条例の施行前に設置された施設における居室の床面積及び入所人員については、第12条第4項第1号ア及び第14条の規定にかかわらず、当分の間、附則第2条の規定による廃止前の金沢市社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第12条第4項第1号ア及び第13条の規定によることができる。ただし、施設を改築し、又は増築する場合は、この限りでない。

---

金沢市事務分掌条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

金沢市長 村 山 卓

## ◎金沢市条例第6号

金沢市事務分掌条例の一部を改正する条例

金沢市事務分掌条例(平成17年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号ウ中「国民年金」を「医療保険及び国民年金」に改め、同条第7号エを削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

---

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

## ◎金沢市条例第7号

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第44号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

金沢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例

第1条中「第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第11号の規定に基づく特定個人情報の提供」を「の施行」に改める。

第2条に次の2号を加える。

(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第1項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（個人番号カードの利用）

第7条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第18条第2項第2号の条例で定める事務は、本市の職員の本人確認の事務であって、規則で定めるものとする。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、題名及び第1条の改正規定並びに第7条を第8条とし、第6条の次に1条を加える改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

金沢市長 村 山 卓

## ◎金沢市条例第8号

金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部を改正する条例

金沢市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和2年条例第56号）の一部を次のように改正する。



第7条中「次に」を「次の各号に」に、「第3条から前条までの」を「当該各号に定める」に改め、同条第1号中「定めるもの」を「定めるもの 第3条から前条までの規定」に改め、同条第2号中「手続等のうち当該手続等」を「申請等及び処分通知等のうち当該申請等又は処分通知等」に改め、「その他の情報通信技術を利用する方法」を削り、「規定されているもの」を「規定されているもの（第3条第1項又は第4条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第3条及び第4条の規定」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 縦覧等及び作成等のうち当該縦覧等又は作成等に関する他の条例等の規定において情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの（第5条第1項又は前条第1項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。） 第5条及び前条の規定

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

---

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

金沢市長 村 山 卓

### ◎金沢市条例第9号

金沢市職員定数条例の一部を改正する条例

金沢市職員定数条例（昭和26年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「1,844人」を「1,862人」に、「358人」を「356人」に、「290人」を「260人」に、「334人」を「336人」に、「7人」を「6人」に、「434人」を「440人」に、「3,301人」を「3,294人」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

---

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

金沢市長 村 山 卓

### ◎金沢市条例第10号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和60年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「、第5条の2」を削る。

第5条の2を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

金沢市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

金沢市長 村 山 卓

### ◎金沢市条例第11号

金沢市特別会計条例の一部を改正する条例

金沢市特別会計条例（昭和39年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第1条第1項第4号に規定する工業団地造成事業費特別会計（以下「旧工業団地造成事業費特別会計」という。）に係る令和5年度の予算及び決算については、なお従前の例による。
- 3 旧工業団地造成事業費特別会計に属する資産及び債権債務は、一般会計が引き継ぐものとする。

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

金沢市長 村 山 卓

### ◎金沢市条例第12号

金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第66条の3中「救急用の」を「もので、次の各号のいずれかに該当する」に改め、「軽自動車税」の次に「（環境性能割にあつては、第1号から第3号までに掲げる軽自動車等に係るものに限る。）」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) 救急用のもの
- (2) 巡回診療又は患者の輸送の用に供するもの
- (3) 血液事業の用に供するもの
- (4) 救護資材の運搬の用に供するもの
- (5) 前各号に掲げる軽自動車等に類するもの

第72条の2第1項中「公益のため直接専用する」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 公益のため直接専用する軽自動車等
- (2) 天災その他特別の事由により損害を生じた軽自動車等

第72条の2第2項ただし書中「前項の規定に該当する」を「同項第1号に掲げる」に改め、同項に次の2号を加える。

- (9) 減免を受けようとする事由
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
- 第117条の2に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、公益上その他の事由により市長が特に課税を不相当と認める者

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第72条の2第1項及び第2項の改正規定並びに第117条の2に1号を加える改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第66条の3の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、令和5年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

金沢市宿泊税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

金沢市長 村 山 卓

### ◎金沢市条例第13号

金沢市宿泊税条例の一部を改正する条例

金沢市宿泊税条例（平成30年条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（免税点）

第3条の2 宿泊税は、宿泊料金が宿泊者1人1泊につき5,000円未満の宿泊に対しては、これを課さない。

第4条の次に次の1条を加える。

（減免）

第4条の2 市長は、天災その他特別の事由により特に必要があると認める者については、宿泊税を減免することができる。

第8条第1項中「規定する宿泊税の特別徴収義務者」の次に「（宿泊料金が宿泊者1人1泊につき5,000円以上となる宿泊がない宿泊施設（以下「登録義務免除対象宿泊施設」という。）の宿泊税の特別徴収義務者を除く。）」を加え、同条第11項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第12項とし、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、同条第7項中「第2項各号」を「第3項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第1項」の次に「又は第2項」を加え、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 登録義務免除対象宿泊施設の宿泊税の特別徴収義務者は、その営業に係る宿泊施設が登録義務免除対象宿泊施設でなくなったときは、その日から10日以内に、宿泊施設ごとに、当該宿泊施設における特別徴収義務者としての登録を市長に申請しなければならない。

第15条の次に次の1条を加える。

（間接地方税及び夜間執行の制限を受けない地方税）

第15条の2 宿泊税は、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の22の4第6号及び第6条の22の9第4号に規定する条例で指定する法定外目的税とする。

第18条第1項第1号中「第8条第5項、第6項又は第11項」を「第8条第6項、第7項又は第12項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、第4条の次に1条を加える改正規定は公布の日から、第15条の次に1条を加える改正規定は同年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条の2の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の宿泊（施行日の前日から施行日にかけて行われる宿泊を除く。）について適用する。
- 3 改正後の第15条の2の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定（第15条の次に1条を加える改正規定に限る。）の施行の日以後にした行為に係る宿泊税に関する犯則事件の調査及び処分について適用し、同日前にした行為に係る宿泊税に関する犯則事件の調査及び処分については、なお従前の例による。

金沢市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第14号

金沢市手数料条例の一部を改正する条例

金沢市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。  
別表第110号の3の3の項の次に次のように加える。

(110)の3の4 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替をする建築物の敷地等と道路との関係に関する制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
(110)の3の5 建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく大規模の修繕又は大規模の模様替をする建築物の道路内の建築制限の適用除外に係る認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円

別表第110号の4の項中「（昭和25年政令第338号）」を削り、同表第116号の13及び第116号の20の2の項から第116号の31の項までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表第118号の項中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改め、同表の備考第13項、第17項及び第18項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

金沢市教育プラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第15号

金沢市教育プラザ条例の一部を改正する条例

金沢市教育プラザ条例（平成15年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の2中「金沢市教育プラザ富樫に置く」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（特別支援教育サポートセンターの設置等）

第2条の3 学校教育センターに、特別支援教育サポートセンターを置き、その名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 金沢市特別支援教育サポートセンター

(2) 位置 金沢市芳齋2丁目3番44号

第3条中第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 特別支援教育に関すること。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

金沢市公民館設置条例及び金沢市児童館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

金沢市長 村 山 卓

◎金沢市条例第16号

金沢市公民館設置条例及び金沢市児童館条例の一部を改正する条例

（金沢市公民館設置条例の一部改正）

第1条 金沢市公民館設置条例（昭和24年条例第408号）の一部を次のように改正する。

別表地区公民館の表金沢市芳齋公民館の項を次のように改める。

金沢市芳齋公民館	金沢市芳齋2丁目3番43号
----------	---------------

（金沢市児童館条例の一部改正）

第2条 金沢市児童館条例（昭和39年条例第47号）の一部を次のように改正する。

第3条の表金沢市立芳齋児童館の項を次のように改める。

金沢市立芳齋児童館	金沢市芳齋2丁目3番43号
-----------	---------------

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

金沢市社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

金沢市長 村 山 卓

### ◎金沢市条例第17号

金沢市社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

金沢市社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和2年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第14条第7項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

金沢市長 村 山 卓

### ◎金沢市条例第18号

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「第15章 雑則（第118条・第119条）」を「第15章 里親支援センター（第118条―第123条）」に改める。  
第16章 雑則（第124条・第125条）」

第7条の3第1項及び第16条第1項中「及び児童家庭支援センター」を「、児童家庭支援センター及び里親支援センター」に改める。

第33条中「について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該乳幼児の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、乳幼児の意見又は意向」を加える。

第35条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第41条中「について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該母子の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、母子それぞれの意見又は意向」を加える。

第44条中「婦人相談所等」を「里親支援センター、女性相談支援センター等」に改める。

第62条中「について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第65条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第100条中「について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第103条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第110条中「について」の次に「、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置をとることにより、児童の意見又は意向」を加える。

第113条中「児童家庭支援センター」の次に「、里親支援センター」を加える。

第117条第2項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

第119条を第125条とし、第118条を第124条とし、第15章を第16章とし、第14章の次に次の1章を加える。

#### 第15章 里親支援センター

##### (設備の基準)

第118条 里親支援センターには事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者（次条第3項第3号において「里親等」という。）が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

##### (職員)

第119条 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならない。

2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童（法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条第2号において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の10に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、市長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 里親等への支援の実施に関して、市長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、市長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援センターの長の資格等)

第120条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、法第11条第4項に規定する里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であって、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

(3) 市長が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援)

第121条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第27条第1項第3号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

(業務の質の評価等)

第122条 里親支援センターは、自らその行う法第44条の3第1項に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関との連携)

第123条 里親支援センターの長は、都道府県、市町村、児童相談所及び里親に養育される児童の通学する学校並びに必要な応じ児童福祉施設、児童委員等関係機関と密接に連携して、里親等への支援に当たらなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。



金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

金沢市長 村 山 卓

### ◎金沢市条例第19号

金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

金沢市子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第50号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「（掲示等）」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

第54条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第54条第2項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

金沢市長 村 山 卓

### ◎金沢市条例第20号

金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

（金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第1条 金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第62号）の一部を次のように改正する。

「第3節 医療型児童発達支援

第1款 基本方針（第63条）

目次中 第2款 人員に関する基準（第64条・第65条）を「第3節 削除」に改

第3款 設備に関する基準（第66条）

第4款 運営に関する基準（第67条—第72条）」

める。

第2条第1号中「第6条の2の2第9項」を「第6条の2の2第8項」に改め、同条

第2号及び第10号中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第13号中「、第63条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第3条ただし書中「第6条の2の2第3項」を「第6条の2の2第2項」に、「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改める。

第5条（見出しを含む。）中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第6条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）」に改める。

第8条第4項を削り、同条第3項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる数の従業者を置かなければならない。

第8条第5項を削り、同条第6項中「第3項」を「前項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「、第4項第1号」を削り、同項を同条第6項とし、同条第8項中「から第5項までに規定する従業者（第1項第1号に掲げる者を除く。）」を「（第1号を除く。）」、第2項及び第4項に規定する従業者」に改め、同項を同条第7項とし、同項の次に次の1項を加える。

8 第3項に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、障害児の保護に直接従事する従業者を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

第8条第9項中「前項」を「前2項」に改める。

第9条第1項ただし書中「同一敷地内にある他」を「当該指定児童発達支援事業所以外」に改める。

第11条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第12条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、「。以下この項において同じ」を削り、「及び便所」を「、便所、静養室」に改め、同項ただし書を削り、同条第3項を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項ただし書を削り、同条第1号中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（事務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第12条第4項中「前項」を「第2項」に改め、同項ただし書中「場合は」の次に「、同項に規定する設備を除き」を加える。

第13条ただし書中「指定児童発達支援事業所」の次に「（児童発達支援センターであるものを除く。）」を加える。

第25条第2項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「次の各

号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額

(2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第26条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第27条第1項中「指定児童発達支援に係る障害児通所給付費」の次に「又は肢体不自由児通所医療費」を、「通所給付決定保護者に係る障害児通所給付費」の次に「及び肢体不自由児通所医療費」を加える。

第28条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（指定児童発達支援の取扱方針）」を付し、同条第1項中「次条第1項」を「第29条第1項」に改め、同条第5項中「前項の評価及び」を「自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する」に改め、「内容を」の次に「、保護者に示すとともに、」を加え、同項を同条第7項とし、同条第4項中「について」の次に「、指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で」を、「自ら評価」の次に「（以下この条において「自己評価」という。）」を加え、「障害児の保護者」を「障害児の通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）」に改め、「による評価」の次に「（以下この条において「保護者評価」という。）」を加え、同項を同条第6項とし、同条中第3項を第5項とし、第2項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

第28条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第28条の次に次の2条を加える。

第28条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）

第28条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。

第29条第2項中「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第4項中「課題、」の次に「第28条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」を加え、同条第5項中「当たっては」の次に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条第7項中「通所給付決定保護者」の次に「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援（法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を提供する者」を加える。

第30条に次の1項を加える。

- 2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第32条（見出しを含む。）中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第37条中「又は特例障害児通所給付費」を「若しくは特例障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費」に改める。

第41条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第42条の2第3項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改める。

第44条中「指定児童発達支援事業者」の次に「（治療を行うものを除く。）」を加える。

第51条第1項中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。

第58条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第3章第3節を次のように改める。

### 第3節 削除

第63条から第72条まで 削除

第73条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第76条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室」を「発達支援室」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第81条第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練に」を「支援に」に改める。

第82条の3第2項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「の指導、知識技能の付与」を「及び知識技能の習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に、「訓練等」を「この項において単に「支援」に、「及び当該障害児の訓練等」を「並びに当該障害児の支援」に、「又は職業教育」を「若しくは職業教育」に改める。

第82条の9中「第4項及び第5項」を「第6項及び第7項」に改め、「を除く。）」の次に「、第28条の2」を加え、「第49条、第51条、第52条」を「第49条から第52条まで」に、「、第54条から第56条まで及び第71条の2」を「及び第54条から第56条まで」に改め、「居宅訪問型児童発達支援計画」との次に「、第29条第4項中「第28条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「第28条第4項に規定する領域との関連性を踏まえた」と、第50条第1項中「行わなければ

ならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とを加える。

第90条中「及び第5項」を削り、「を除く。）」の次に「、第28条の3」を加え、「第49条、第51条、第52条」を「第49条から第52条まで」に改め、「、第71条の2」を削り、「保育所等訪問支援計画」との次に「、第28条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同項第5号中「障害児及びその保護者」とあるのは「障害児及びその保護者並びに当該訪問先施設」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第29条第4項中「第28条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「インクルージョンの観点を踏まえた」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る訪問先施設の担当者等」とを、「体制」との次に「、第50条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」とを加える。

第91条中「第3項及び第6項」を「第4項及び第5項」に改め、「、第64条」を削り、「第4項」を「第3項」に、「同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第7項」を「同条第6項」に、「同条第8項」を「同条第7項」に、「第64条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。））」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」とを「同条第8項中「当該指定児童発達支援事業所」とあるのは「当該多機能型事業所」と」に改める。

第93条第1項中「、第67条」を削り、同条第2項中「、第67条」及び「、指定医療型児童発達支援」を削り、「の事業又は」を「又は」に改め、同条第3項及び第4項中「、第67条」を削る。

第94条第1項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「、第72条」を削り、同条第2項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

（金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第43号）の一部を次のように改正する。

目次中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「第11章 医療型児童発達支援センター（第91条―第95条）」を「第11章 削除」に改める。

第3条中「指導」の次に「又は支援」を加える。

第66条第3号ア及び第4号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第5号中「第6条の2の2第3項」を「第6条の2の2第2項」に改め、同号ア中「訓練室」を「支援室」に、「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に改める。

第67条第14項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第15項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第77条第1号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第3号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導する」を「支援する」に改める。

第78条第6項中「心理指導」を「心理支援」に改める。

「第10章 福祉型児童発達支援センター」を「第10章 児童発達支援センター」に改める。

第84条を次のように改める。

(設備の基準)

第84条 児童発達支援センターの設備の基準は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けることとする。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）の基準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。

3 第1項の発達支援室及び遊戯室は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

(1) 発達支援室の1室の定員は、これをおおむね10人とし、その面積は、児童1人につき2.47平方メートル以上とすること。

(2) 遊戯室の面積は、児童1人につき1.65平方メートル以上とすること。

第85条第1項中「福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次項において同じ。）」を「児童発達支援センター」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第4項から第9項までを削り、同条第3項中「主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員（嘱託医を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。

第85条第10項中「第92条第2項において同じ。」を削り、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同項を同条第5項とする。

第86条及び第87条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第88条及び第89条を次のように改める。

第88条 削除

(心理学的及び精神医学的診査)

第89条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

第11章を次のように改める。

## 第11章 削除

## 第91条から第95条まで 削除

(金沢市児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 金沢市児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年条例第63号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号、第6号及び第11号中「第24条の24第2項」を「第24条の24第3項」に改める。

第5条第1項中「という。）」の次に「及び障害児(15歳以上の障害児に限る。)が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(以下「障害福祉サービス」という。)その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画(以下「移行支援計画」という。))」を加え、同条第3項中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(第39条第4項及び第48条において「障害福祉サービス」という。))」を「障害福祉サービス」に改める。

第6条第1項第2号イ中「第6条の2の2第3項」を「第6条の2の2第2項」に改め、同条第2項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第3項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第7条第2項第2号及び第3号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第4号中「訓練室、屋外訓練場」を「支援室、屋外遊戯場」に改める。

第22条第1項中「入所支援計画」の次に「及び移行支援計画」を加え、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第23条第2項中「この条において」を削り、「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第5項中「当たっては」の次に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(移行支援計画の作成等)

第23条の2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービス

を利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。

- 3 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。
- 4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画の見直しを行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。
- 5 前条第3項及び第5項から第7項までの規定は、第2項に規定する移行支援計画の作成について準用する。
- 6 前条第3項、第5項から第7項まで及び第9項並びに第2項及び第3項の規定は、第4項に規定する移行支援計画の変更について準用する。  
第24条中「前条」を「前2条」に改め、同条に次の1項を加える。
- 2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。  
第27条（見出しを含む。）中「指導、訓練等」を「支援」に改める。  
第41条に次の2項を加える。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第2種協定指定医療機関（次項において単に「第2種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第2種協定指定医療機関である場合においては、当該第2種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。  
第48条中「第5条第18項」を「第5条第19項」に改める。  
第53条第2項第1号中「入所支援計画」の次に「及び移行支援計画」を加える。  
第54条第1項第3号中「心理指導」を「心理支援」に改める。  
第55条第1項第2号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第2項第2号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導する」を「支援する」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条中金沢市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例



(以下「指定通所支援基準条例」という。)第51条第1項及び第3条中金沢市児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第48条第1項の改正規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第104号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

第2条 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号。以下「一部改正法」という。)附則第4条第1項の規定により一部改正法第2条の規定による改正後の児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「新児童福祉法」という。)第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、第1条の規定による改正後の指定通所支援基準条例(以下「新指定通所支援基準条例」という。)第8条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

第3条 一部改正法附則第4条第1項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされているものについては、新指定通所支援基準条例第12条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

第4条 この条例の施行の際現に指定を受けている第1条の規定による改正前の指定通所支援基準条例(次条において「旧指定通所支援基準条例」という。)第8条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例第8条及び第13条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

第5条 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第8条第4項に規定する主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所及び同条第5項に規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所については、新指定通所支援基準条例第12条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

第6条 新指定通所支援基準条例第28条の2(新指定通所支援基準条例第56条の5、第60条、第79条、第79条の2、第82条及び第82条の9において準用する場合を含む。)の規定の適用については、令和7年3月31日までの間、新指定通所支援基準条例第28条の2中「公表しなければ」とあるのは、「公表するよう努めなければ」とする。

第7条 一部改正法附則第11条の規定により新児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、第2条の規定による改正後の金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新児童福祉施設基準条例」という。)第84条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

第8条 一部改正法附則第11条の規定により新児童福祉法第43条に規定する児童発達支援センターを設置しているものとみなされているものについては、新児童福祉施設基準条例第85条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

第9条 この条例の施行の際現に設置している第2条の規定による改正前の金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(次条において

「旧児童福祉施設基準条例」という。)第84条第1号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第2号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設基準条例第84条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

第10条 この条例の施行の際現に設置している旧児童福祉施設基準条例第84条第1号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び同条第2号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設基準条例第85条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

令和6年(2024年)3月27日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄